

Q&A

Q1	補助対象となるロボットの要件はどのようなものですか。	A1	施設内の掃除を行う自走式の機器(掃除ロボット)、又は、配膳や下膳を行う自走式の機器(配膳ロボット)です。
Q2	ロボットの使用場所等について、制限はありますか。	A2	補助対象施設内で使用するものであれば対象となります。併設の施設・事業所との共用部分等で使用しても差し支えありません。なお、ロボットの使用にあたっては、利用者の居住環境や安全の確保等に十分に配慮してください。
Q3	掃除・配膳ロボット導入支援の補助対象経費はどのようなものですか。	A3	備品購入費については、「使用可能期間が1年以上かつ取得価額が10万円以上」の物品が対象となります。ただし、これらの費用に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。
Q4	補助事業の実施期間はいつですか。	A4	令和6年4月1日以降に新たに契約したものが対象です。また、導入後少なくとも1か月運用し、効果検証を行う必要があります。実績報告書の提出期限が令和7年3月10日(月)であるため、遅くとも令和7年1月31日(金)までにロボットを導入し、令和7年2月1日(土)までに運用を開始してください。
Q5	導入の効果を高めるためにはどのような工夫が必要ですか。	A5	導入する前に、職員の負担軽減のために解決すべき課題を明確にし、課題解決に向けて、ロボットを活用した具体的なオペレーション(職員の配置や分担、業務手順の見直しなど)を検討しておく必要があります。導入後はオペレーションをマニュアル化し、多くの職員がマニュアルに基づいた業務を行うことができるようにリーダーとなる人材の育成も重要です。
Q6	ロボットの配送料や環境設定に関する費用は対象となりますか。	A6	ロボットを納品する委託先事業者が直接実施するものは、対象となります。なお、この場合、当該費用を含めた金額で競争入札又は複数の相手方による見積り合わせ等を行ってください。
Q7	掃除・配膳ロボットの購入経費にポイントが付与される場合は、どのように扱えばよいですか。また、ポイントカード等の利用により、支払うことは可能ですか。	A7	掃除・配膳ロボットの購入金額に応じて、後日、利用可能なポイントが付与される場合、実質的には、購入費の割引に相当しますので、ポイント加算額分を補助対象経費から控除してください。
Q8	同一施設において、「掃除ロボット」又は「配膳ロボット」を複数台導入しても補助対象となりますか。	A8	複数台導入しても、対象となります。ただし、補助額は、1施設当たり、2,400千円と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額に2分の1を乗じた額となります(最大で1,200千円)。
Q9	同一施設において、「掃除ロボット」と「配膳ロボット」の双方を導入することは可能ですか。	A9	同一施設において、「掃除ロボット」「配膳ロボット」の双方を導入することは可能ですが、補助額は、1施設当たり、2,400千円と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額に2分の1を乗じた額となります(最大で1,200千円)。
Q10	他の補助金と重複した申請は可能ですか。	A10	他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。
Q11	来年度も引き続き事業実施されますか。	A11	来年度の事業実施については未定です。